

再生可能エネルギー (Renewable Energy) の導入促進に取り組む欧州

- 欧州投資銀行 (EIB) が担うEU環境政策の推進 -

2004年3月
ロンドン駐在員事務所
日本政策投資銀行

再生可能エネルギー（Renewable Energy）の導入促進に取り組む欧州
- 欧州投資銀行（E I B）が担うEU環境政策の推進 -

要 旨

1．本稿は欧州連合（EU）の環境・エネルギー政策、特に潜在的な利用価値に比べ実用化・商業化の障壁が相対的に高くなっている再生可能エネルギーの導入促進策と、それを受けて再生可能エネルギー関連プロジェクトの支援に取り組む欧州投資銀行（E I B）の課題、今後担うべき欧州の政策金融機関としての役割についてまとめたものである。

2．再生可能エネルギーは、地球上で尽きることなく、かつ、豊富に入手できるエネルギーである。エネルギーの安定供給の他、気候変動の緩和、雇用の創出などの潜在力をもつ再生可能エネルギー利用は、長期的には世界のエネルギー・システムの主役になるものと目されている。

3．欧州委員会は温暖化ガスの排出量コントロールを目指す京都議定書のもとで2012年までに温暖化ガスの排出量を8%削減する計画である。その一つの方策として、欧州の域内における再生可能エネルギーのシェアを6%から12%に高める目標を掲げた。この政策を推進するため、E I Bは全エネルギー関連融資における再生可能エネルギーの比率を現在の2倍に高める方針を示している。

4．しかし、技術の成熟度がまだ低く信用力も劣る再生可能エネルギー・プロジェクトへの融資は、E I Bとしても課題を多く抱える分野である。E I Bは、域内に散在する中小プロジェクトへの融資の拡大、収益性向上のためのCO₂排出権取引市場の育成、川上技術のR&D支援、プラント・メーカーへの融資、さらには新たな金融スキーム開発への参加など、多彩な手段を講じることを打ち出しながら懸命な努力を続けている。

5．欧州の環境保全のための取り組みは、高い理念に支えられながら、あらゆる政策手段を活用しつつ実現への途を歩んでいくものと考えられる。そのなかで、E I Bは未だ対応が十分ではない再生可能エネルギー・プロジェクトへの新たな支援策を編み出していく使命が課されているとともに、官民パートナーシップの概念が浸透してきた欧州での公共プロジェクト形成における官と民の双方の活動を補完し、協働の橋渡しをするような触媒としての機能を果たしていくことも期待されている。

日本政策投資銀行
ロンドン駐在員事務所
駐在員 武者秀明

目次

	ページ
はじめに	4
1. 再生可能エネルギー	
(1) 再生可能エネルギーとは	5
(2) 欧州での再生可能エネルギー開発	6
2. 欧州連合 (EU) の環境政策	
(1) EU の行政機構	7
(2) 欧州委員会の環境総局	8
(3) 欧州委員会の環境政策	10
3. 欧州投資銀行 (EIB) が担う EU の環境政策	
(1) EIB の概要	13
(2) EIB の環境融資規模	16
(3) EIB の業務計画における環境分野の重点化	17
(4) 再生可能エネルギーと EIB	19
4. ファイナンス課題と EIB の対応	
(1) エネルギー・セクターのファイナンス課題	21
(2) EIB の対応	22
むすび	26
(末尾) EIB の環境審査手続き (プロシージャー)	27

はじめに

欧州の気候変動

2003年の夏、欧州は今までにない暑さを体験した。6月から8月に押し寄せた熱波は人々の健康、経済、環境に悪影響を及ぼしたが、身をもって地球規模の気候変動の影響を知る意味で、これは非常に教訓的なできごとであった。

冷房設備の普及率が低い（すなわち従来必要なかった）フランスでは、高温によるストレスにオゾンや浮遊汚染物質の増加などが相まって、老人を中心に1万人以上の人々が命を落としたといわれている。英国でも8月に観測史上最高の38.1度という気温を記録し、鉄道での車両故障の続発やスピード規制の実施による大幅な遅れなどをもたらした。また南ヨーロッパでは高温小雨が大規模な森林火災を招いた。多くの国々で電力供給が間に合わず停電が発生したほか、イタリアなどでは限られた水資源を発電に使うのか、農業灌漑に使うのか、という難しい選択を迫られた。

このような夏の暑さは、たまたま偶然もたらされたという見方より、これからももっと高い頻度で起こりうるものだという意見を唱える気象学者は多く、何らかの強力な行動を世界規模でとることが不可欠である、との認識が欧州でも一層深まった。

E I B フォーラム

ヨーロッパにおける超国家の政策金融機関である欧州投資銀行（European Investment Bank、E I B）は、2003年10月23日から24日までの2日間、アイルランドのダブリンにて‘Visions of Environmental Sustainability : Europe’s Long-Term Energy and Water Policies’と題するフォーラムを主催した。

フォーラムでは環境のサステナビリティ（持続可能性）の観点からエネルギー問題と水資源に焦点をあてて、欧州委員会、各国政府、E I Bの代表がそれぞれ当該テーマに基づいたプレゼンテーションをおこなった。環境問題への関心の高さを反映してフォーラムは欧州各地から多数の参加者を集め、活発な議論が繰り広げられた。

フォーラムではE I BのMaystadt 総裁が、「今年のテーマとして、エネルギーと水資源にかかる環境のサステナビリティを選定した。選択理由は今後長期に亘りこれらが高度に重要な政策課題となり続けるためである。EU諸国は環境問題に強固なコミットメントを示し、その目標実現に向けてE I Bも継続的かつ一貫した役割を果たすことが求められている。」と述べている。

本稿は欧州連合（EU）の環境・エネルギー政策、特に潜在的な利用価値に比べ実用化・商業化の障壁が相対的に高くなっている再生可能エネルギーの導入促進策と、それを受け

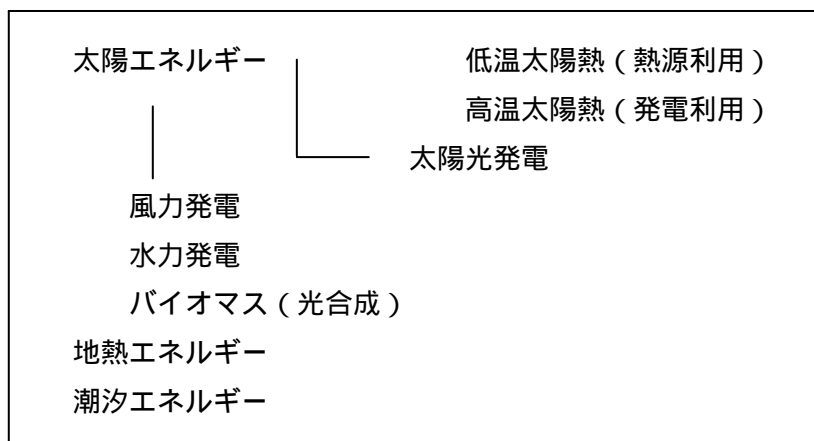
て再生可能エネルギー関連プロジェクトの支援に取り組んでいる、EUの政策金融機関であるEIBの課題と今後担うべき役割について、EIBフォーラムで述べられた関係者のコメントやEIBの経営計画における環境分野への取組方針などを中心にまとめたものである。

1. 再生可能エネルギー(Renewable Energy)

(1) 再生可能エネルギーとは

再生可能エネルギーは、地球上で尽きることなく、かつ、豊富に入手できるエネルギーである。産業革命の基礎になった化石燃料もその起源をたどれば、もとは再生可能エネルギーである。しかしこの化石燃料は、無尽蔵ではなく、また、現在の環境問題の主要な原因の一つにもなっている。エネルギーの安定供給の他、気候変動の緩和、雇用の創出、貧困の減少などのポテンシャルをもつ再生可能エネルギーの利用は、やがて世界のエネルギー・システムの主役になるであろう、との見方を示す科学者は今や多い。

(図1 再生可能エネルギーの分類)



再生可能エネルギーの中で最大のものは太陽エネルギーである。太陽エネルギーの利用は、低温太陽熱、高温太陽熱、太陽光発電、さらに風力に分類される(図1参照)。低温太陽熱は水やその他の液体を太陽光であたためてそのまま熱源として利用するもの、高温太陽熱は液体をさらに高温状態まで高めて発電に利用するものである。太陽光発電は主に太陽光に含まれる紫外線のエネルギーを直接電気に変換するものである。風力発電も太陽光によって暖められた大気対流により生じたエネルギーを用いるため、広義の太陽エネルギーととらえることができる。また、水力発電も水の大気圏内の循環と考えれば太陽エネ

ルギーの一つの変形であるといえる。

その他の再生可能エネルギーの一つである地熱は、地球が有する熱源からの温水や蒸気を熱や電気として利用するもの。また、潮汐エネルギーは地球と月の引力による潮汐力を電気として活用するものである。光合成を通じたバイオマス（有機物などの生物資源）も究極的には太陽エネルギーからの変換であり、再生可能エネルギーの一つに数えられる。なお、過去のバイオマス・エネルギーの蓄積物が、現在利用されている石炭、石油、ガスなどの化石燃料でもある¹。

（表1 地球上の利用可能エネルギー）

	× 10 ¹² ワット
太陽	174,000
地熱	32
潮汐力	3
世界のエネルギー消費量	12.7
光合成	40
風力、対流、海流	370
化石燃料（主に石炭）	約2,000

資料：Hubbert, Goldemberg

（2）欧州での再生可能エネルギー開発

このような再生可能エネルギーの開発は、欧州でも注目を浴びている。例えば英国では近年風力発電施設の建設が相次いでいる。2004年だけで22カ所の風力発電所が完成する予定であり、これは前年の4倍にあたる。発電能力は2005年末までに100万キロワット増加し、全体で150万キロワットを越える見通しである。英国全体の発電容量のうち、風力、波力や潮力などの再生可能エネルギーがしめる割合は3%程度であり、このうち風力は0.5%に過ぎないが、来年完成分を含めるとその比率は1.3%まで上昇する。この増加には、再生可能エネルギーを促進する政策的な支援制度が効果をあげているといわれる。

¹ Jose Goldemberg (2004)

(表2 英国における風力発電の状況)

風力発電施設数	84カ所
総タービン数	1043基
発電量	649,400キロワット (約44万1,000世帯の電力消費量相当)
二酸化炭素削減効果	148万トン

資料：英国風力エネルギー協会 (BWEA)

英国政府は2003年2月に発表したエネルギー白書で再生可能エネルギーが全国発電量に占める割合を2010年までに10%、2020年までに20%に引き上げる青写真を示した。今後4年間で6千万ポンド(120億円、1ポンド=200円)規模の支援プログラムを予定し、研究開発には3億5千万ポンド(700億円)を投資する計画である。将来的には廃材やバイオマス方式の普及も視野に入れている²。

このような欧州各国の環境エネルギーへの取り組みは、実はEUレベルで設定された目標に従ったものである。EU加盟各国の国内環境法制の約80%はEUから発せられた指令(Directive)等に基づいて制定されているといわれている。

2. 欧州連合(EU)の環境政策

(1) EUの行政機構

EU(European Union)は各国の大統領・首相による欧州理事会(European Council)を最高意志決定機関とし、分野別に各国の関係閣僚によって組成されるEU理事会(Council of the European Union)がEU全体の外交や経済などの個別テーマについての協議を行う場となっている。

そしてその執行(行政)機関にあたるのが欧州委員会(European Commission、EC)である。

² NNA(2003年2月25日)

(図 2 欧州委員会の部局)

欧州委員会は 20 人の委員 (Commissioner) で構成されている。委員は、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、英国から各 2 人、その他の加盟国からはそれぞれ 1 人ずつが任命されている。欧州委員は一つの国家でいえば「閣僚」に相当する。

欧州委員会は E U の行政機関として、E U の条約における特定の条項を施行するための規則を発令し、E U の活動に割り当てられた予算の歳出を管理する。予算の大部分は E U の主要な基金である欧州農業指導保証基金、欧州社会基金、欧州地域開発基金、そして、結束基金に配分されている。欧州委員会には主として本部のあるブリュッセルとルクセンブルクに勤務する行政スタッフがいる。この行政スタッフを含めて「欧州委員会」と総称されることもある。

現在、欧州委員会は 36 の総局 (D G = Director General) 及び局 (Department) を有しており、「ユーロクラット」ともいわれる 1 万 5 千人以上の職員が働いている。

英語名	日本語訳
GENERAL SERVICES	総合サービス部門
Eurostat	統計局(ユーロスタット)
Press and Communication Service	報道・コミュニケーション局
Publications Office	出版局
Secretariat General	事務総局
POLICIES	政策部門
Agriculture DG	農業総局
Competition DG	競争総局
Economic and Financial Affairs DG	経済・金融総局
Education and Culture DG	教育・文化総局
Employment and Social Affairs DG	雇用・社会問題総局
Energy and Transport DG	エネルギー・運輸総局
Enterprise DG	企業総局
Environment DG	環境総局
Fisheries DG	漁業総局
Health and Consumer Protection DG	保健・消費者保護総局
Information Society DG	情報社会総局
Internal Market DG	単体内市場総局
Joint Research Centre	共同研究センター
Justice and Home Affairs DG	司法・内務総局
Regional Policy DG	地域政策総局
Research DG	研究総局
Taxation and Customs Union DG	税制・関税同盟総局
EXTERNAL RELATIONS	対外関係部門
European Anti-Fraud Office	欧州抗欺局
Development DG	開発総局
Enlargement DG	拡大総局
External Relations DG	対外関係総局
Humanitarian Aid Office (ECHO)	人道援助局
Trade DG	通商総局
INTERNAL RELATIONS	対内サービス部門
Budget DG	予算総局
European Anti-Fraud Office	欧州不正対策局
Joint Interpreting and Conference Service	会議通訳・会議局
Legal Service	法務局
Personnel and Administration DG	人事・総務総局
Translation Service	翻訳局

資料：駐日欧州委員会代表部

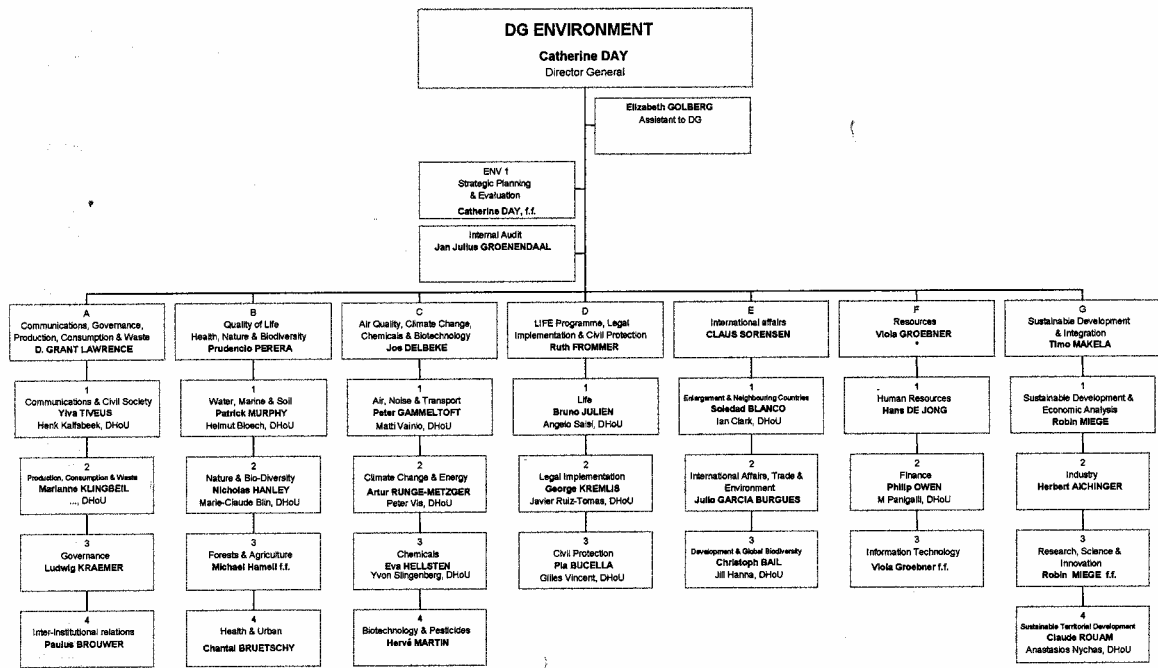
(2) 欧州委員会の環境総局

環境総局は、欧州委員会の環境にかかわるすべての問題を専門に担当するユニットで、E U 内での環境関連の法制整備と、E U で合意された政策の各国レベルにおける確実な実行を後押しすることを任務としている。総局員数は約 550 名規模であるが近年は存在感を増しており、E C 内での重要セクションのひとつと見なされている。

総局長の下には、生産・消費・廃棄物課、健康・自然・生物多様化課、空気汚染・気候変動・化学物質・バイオ課というように、多岐にわたる環境関連のテーマ毎に担当セクションが設けられている。

(図 3 環境総局の組織)

01.10.2003



* + Advisor detached to Cabinet Kinnock

因みに、EUの法制についてはEU法に基づいた「規制(Regulation)」「指令(Directive)」「決定(Decision)」の三種類の法令がある。「規制」は直接的に各国政府や民間に適用され、また「指令」では従うべき最低線を定めて各国がこれに沿って国内法を制定または改正する。「決定」は一部の国や企業など対象を限定して適用する行政措置のようなものである。

国境の連接や河川が複数国家間を貫流するEUでは、環境問題はまさに広域的に解決を図る必要がある問題の典型である。欧州委員会は過去10年に亘って域内共通の環境規制の導入を検討してきた。欧州委員会の環境総局が、EUとして目標とする基準とその達成時期などの全体を統括し、各国レベルでは共通の目標達成に向けてそれぞれ自国の状況に応じた法制を施行することで、EUとしての調和を図るという仕組みである。

なお、EUは各国毎に異なっている税制の統一を促し、欧州企業の立地上の競争力、国民租税負担の不均衡是正に取り組んでおり、今般、石油などのエネルギー製品を対象にした最低税率にかかる指令を発表した。共通税制にかかる指令であるが、税率を上げることによって温暖化ガスの排出量を抑制する環境問題への対策意図もそこには含まれる。概念的にPolluter paysの原則に従うものだが、その一方でエネルギー効率を改善させた企業への税

制上の優遇措置という「アメ」も用意されている。官僚的と称される欧州委員会であるものの、この事例からは総局間にて政策策定の有機的な連携が図られていることが伺えて興味深い。

(3) 欧州委員会の環境政策

現状のまま何も対策が施されないとするならば2030年には温暖化ガスであるCO₂の排出量は現在の2倍になると予想されるなかで、気候変動を軸とした世界規模のエネルギー政策の策定や、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーに基づいた経済の構築が図られるべきであることは衆目の一致するところと思われる。しかし、この認識は実際には個別の国の政策や各企業の投資の意志決定に充分反映されているとはいえない。

欧州委員会では、欧州のエネルギー・セクター改革について、

1. 気候変動の抑制
2. エネルギーの安定供給
3. エネルギー市場の自由化

の3つの要素に着目している。これらの実現に向けて環境政策が策定され、諸々の改革案の整備が進められている。

CO₂ 排出権取引市場の創設

欧州委員会は温暖化ガスの排出量コントロールを目指す京都議定書の実現に向けて、自らリーダーシップを発揮しようという意思表示を明確にしている。議定書のもとでEUは2012年までに温暖化ガス排出量を1990年基準より8%削減することにコミットした。その削減量はEU各国に割り当てられて、それぞれの国家がさらに細かな個別の排出量ターゲットを設定している。また、目標達成に向けての骨子として、42項目に及ぶコスト効率的な手段を明示した 'European Climate Change Programme' が策定されている。

その中では2005年からの開始が予定されているCO₂ 排出権取引の推進が重要な手段の一つとして位置づけられている。EU加盟各国は個々の産業施設からの排出許容量(allowance)を設定することで、全体の排出量にキャップをかける。この許容量という無形の権利が取引の対象となるのが排出権取引市場である。

市場メカニズムを通すことで、理論上は最もコスト効率的に排出量を削減できるところから順に、削減のインセンティブが働くことになる。EUのスキームは世界で初めての多国間排出権取引のスキームとなるものと思われる。

分散型エネルギー政策と再生可能エネルギー利用促進

CO₂ 排出量削減努力だけで低カーボン経済をもたらせるわけではなく、その他の複合的な環境エネルギー政策と統合的に運営される必要性が認識されており、欧州委員会ではエネルギーの安定供給とエネルギー産業の自由化の検討も加えられている。

将来のエネルギー・セクターは、より小さな企業(あるいは大手企業の小さいビジネス・ユニット)による非集約型=分散型のネットワークとなるとの見方が受け入れられつつあるようであるが、欧州委員会の政策もこの考え方に沿っている³。多く事業者の参入による競争促進によって十分なエネルギーが供給され、かつ、その中で小規模電源である再生可能エネルギーが広く活用されるであろう、という点を見込んでのことである。

エネルギー市場の自由化問題は複雑な要素をもつが、自由化の促進は集約型のエネルギー供給に対するカウンター・バランス的な役割を果たすことが期待されている。また、テロに対する備えの面でも、分散型エネルギーの開発が求められるところとなっている。

分散型エネルギーの鍵となるのが、再生可能エネルギーと電力・熱複合利用設備の導入である。新エネルギーの開発のみでは気候変動への対処は充分ではないが、出来ることは限られており、かつ、決定的な代替案に乏しい。地球温暖化は既に進行しつつあり、一方で新エネ開発に基づく新たな設備の建設・旧来設備の置き換えには相当なリードタイムが必要である。既に時間的な猶予は乏しいとの認識が欧州では共有されている。

再生可能エネルギーの政策目標

欧州白書 (European White Paper) とそれに関連する幾つかの指令に基づいて、EU は再生可能エネルギーの利用に関して 2010 年までに達成すべき目標設定を行った。

現在欧州の域内総エネルギー消費における再生可能エネルギーのシェアは6%であるが、2010年にはこの比率を12%に高める予定である。電力に限ってみればシェアは15%程度になるが、2010年にはこれを22%とする目標を据えている。前述の英国の取り組みが示すように、EU加盟各国はそれぞれ目標達成に向けて国別の政策を実地に移しはじめたところである。

欧州域外での再生可能エネルギー導入促進

EUは域外を含む世界82カ国の賛同を示した国々と "Johannesburg Renewable Energy Coalition (JREC)" を形成するなど、国際社会においても再生可能エネルギー

³ 「大規模なメインフレーム・コンピューターが小さく効率的なPCのネットワークに代替されていったこととの類似性がある。」 Ms. M. Wallström

の議論をリードしている。2003年6月に欧州委員会は当該 Coalition (同盟)における初の次官級会合を主催し、再生可能エネルギーの緊急かつ相応規模での利用促進のために国レベル・地域レベルでターゲットを設定することについて、先進国・途上国間の対話を進めた。この枠組み導入によって、国際政治上の体面維持のため、各国は必要な投資を行う義務を負うことになった。

民間セクターにおける変化

再生可能エネルギー導入促進を後押しする規制のフレーム・ワークが形成されるに従い、民間の産業・金融セクターにも変化が現れてきている。

オランダ、デンマーク、英国などで先行している中小規模の発電会社は、順調に風力発電、小水力、バイオマス、コ・ジェネなどの分野で実績を重ねており、自国以外のマーケットでのシェア拡大を図るべくプロジェクト資金の調達ルートの拡大を模索するところまで達している。

こうした「新種」の事業者の多くはベンチャー企業であり、従来型の事業者よりも専門的かつテラー・メイドの資金調達を指向している。このニーズに呼応するように、小規模電力事業への資金供給に特化する専門の投資会社が現れ始めていることは注目に値する。風力発電が最たる成功例だといわれているが、この産業構造の変化が風力発電セクターで過去5年間の発電量平均伸び率35%を記録する際の原動力になった、と評される。

再生可能エネルギーにおけるファイナンス・ギャップ

例えば、英国において2010年の22%ターゲットを満たすためには700億ユーロの投資が必要になると見込まれており、今後は風力以外の分野でも大規模な新しいマーケットが創出される見通しである。しかし、現在のところ依然として多くの事業者たちにとって銀行などの保守的な金融機関からの資金調達は難しい状況が続いている。一つには各国政府がこのような新エネルギー政策を推進することに対する十分な認識の不足、さらには政策への信任の不足から、金融機関はリスク回避的な行動をとりがちなのが原因とみなされている。欧州委員会はJRECなどで政治的なイニシアティブをとる一方で、金融および事業セクターにおいて新興の再生可能エネルギーに対する社内専門家の育成を図る必要性を感じている。

新エネルギーの費用曲線は急激に低下しており、テクノロジーに関するトラック・レコード(過去の信頼実績)も急速に向上している。このため収益性に関してはもはや問題は小さくなっているといえるが、新エネの事業者は投資にかかる所要資金と小さな自己資金規模との狭間でファイナンスの困難さに直面している。個々の事業者の資金ニーズは大口取引に慣れている通常の産業インフラ向け金融機関が行う融資規模に比べると小さすぎる

し、かつまた小口の取引にかかるコストが高すぎるということが問題という。

こうした観点からEUは政策金融セクターがこのギャップを埋め、必要とされる支援を提供する役割を果たすべきものと認識している。気候変動への対応とJRECファイナンス・イニシアティブのもとで、EUとEIB（欧州投資銀行）グループとの間で行われている現在進行中の議論も徐々に実を結びつつあるとのことである。EIBフォーラムの場で環境担当欧州委員のMs. M. Wallströmは、「欧州委員会はEIBと民間金融セクターや事業者を巻き込むようなスキームの具体化を目指している。」とコメントしている。

3．欧州投資銀行(EIB)が担うEUの環境政策

(1) EIBの概要

EUの金融機関であるEIBは、EUの政策目的に沿った投資に資金を供与するために1958年のローマ条約によって設立された。EIBは法人格をもち、非営利であるが財政的には独立した機関である。EIBはEU加盟国の共同出資によって成り立っており、本部はルクセンブルクに置かれている。EIBが融資の対象に出来るプロジェクトは、共通市場の創設に必要となるような事業の近代化及び事業転換または事業の新規開始にかかるものであるか、複数の加盟国に共通の利益となるもの、あるいは開発の遅れた地域のためのものであるという基準が設けられている。

2002年末の融資残高は2,335億ユーロ（約32兆円、1ユーロ=135円）、2002年の年間融資承認額は528億ユーロ（約7兆円）となっている。近年、EUの共通インフラ整備の推進などによってEIBへの融資需要は著しく増大している。EIBの融資限度は加盟国による授權資本金額の2.5倍までに制限されているが、融資残高が上限に近づいてきたことから2003年1月に授權資本金額は1,000億ユーロから1,500億ユーロ（約20兆円）に増加された。また、2004年5月にはEUへ10カ国が新規加盟することで出資国が増加し、資本金は1,635億ユーロ程度にさらに拡大する見通しである。

業務分野

EIBは、バランスのとれたEUの発展に寄与することを最優先の目標として掲げ、EU全体の利益のための政策金融機関としての役割を果たしている。交通と電気通信の欧州横断ネットワークの開発、環境保護、安定したエネルギー供給の確保、産業と中小企業の国際競争力の向上に関するプロジェクトへの融資などが現在の重点分野となっている。

EU諸国の経済統合を公平な形で進めるため、各国毎に実施されてきた産業の保護・育

成政策が現在は厳しく制限される状況にある。産業政策的な位置づけで行われてきた国別の政策金融が縮小する傾向にある一方で、EU全体に係る政策との一体性のなかで継続して行われている公的金融の担い手として、EIBの役割が一層重要になっているものと考えられる。

またEUの域外においても、EIBは2004年のEU拡大に向けて新規加盟国のインフラ整備への融資を大幅に増加させている。さらにその他、欧州と関係の深いパートナー諸国（要支援国）に対する経済協力政策を側面からサポートするため、EIBの融資は、地中海地域、中・東欧、中南米、アジア諸国から、アフリカ、カリブ海地域、太平洋地域のプロジェクトにまで及んでいる。

（表3 EIBの融資内容：1998 - 2000年合計）

	金額（百万ユーロ）	構成比（％）
エネルギー	12,316	8.4
交通	39,418	26.8
テレコミュニケーション	10,123	6.9
水資源、下水、廃棄物	6,436	4.4
都市インフラ	7,858	5.3
（A）エネルギー・インフラ関連小計	76,151	51.7
製造業	10,558	7.2
サービス産業	2,938	2.0
ヘルスケア・教育産業	5,899	4.0
農林水産業	100	0.1
（B）産業向け小計	19,494	13.2
Individual Loan ^{注）} 計（A）+（B）	95,645	65.0
Global Loan ^{注）} 計	51,568	35.0
合 計	147,213	100.0

資料：EIB Group Activity Report 2002

注）Individual Loan：各企業等に直接融資を行うもの。

Global Loan：金融機関に一括して融資を行い、金融機関経由で個別の融資を行うというツー・ステップ・ローン。地域開発に重点を置いた中小企業、自治体向け融資。

PPP (Public Private Partnership)における民間セクターとの触媒機能

E I Bは政策目的に合致する投資に対して長期資金を自ら供給するとともに、PPPなどの手法が用いられるプロジェクトでは公的セクターと民間セクターとの触媒の役割も担っている。インフラ整備に長年関わってきた経験からE I Bにはノウハウの蓄積があり、関係当局と民間企業のプロジェクト形成においてアドバイザー的な役割を担うこともある。

E I Bが関与しているインフラ・プロジェクトとしては、欧州横断ネットワーク (Trans-European Networks、TENs)プログラム⁴に基づく TGV-Est Europe (TGVでパリとストラスブール、ルクセンブルグ、フランクフルトを結ぶ)、オーレスン橋 (スウェーデンのマルメとデンマークのコペンハーゲンを結ぶ) などがある。これらの多くのプロジェクトは、民間的な事業運営を取り入れながら、EU基金からの補助金のほかE I Bの融資や傘下のEuropean Investment Fund (E I F)の保証をプロジェクト促進ツールとして用いるなど、官民協力体制のもとで整備されている。

因みに、自国の独立した政策金融機関を有していない英国も、ロンドン地下鉄P F Iプロジェクトや空港施設、教育・医療施設整備など各種のPPPプロジェクトにおいて、E I Bの長期ローンを積極的に活用しており、こうした政策金融に対し決して否定的ではないようだ。

E I Bの資金調達

E I Bは資金の大半を資本市場において調達している。E I Bの債券はトリプルAの高い格付けがなされており、国際資本市場において有利な条件で多額の資金を借り入れることが可能となっている。

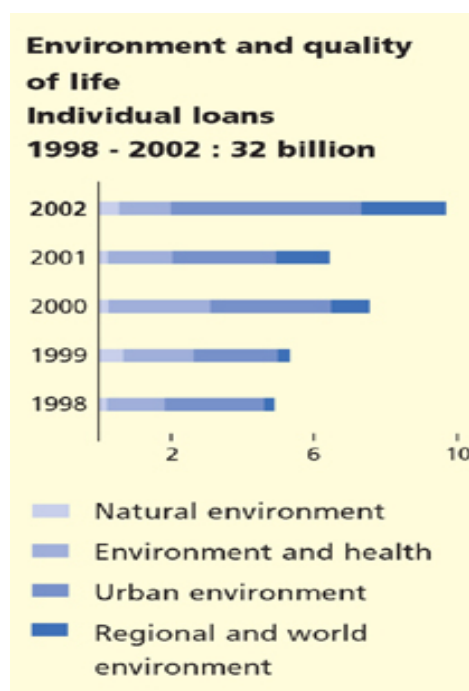
E I Bが調達した低利資金は、政策推進のためのインセンティブとして還元するかたちで政策融資に利用されている。E I Bは、EU諸国の政府から引き出し可能な多額の授権資本 (1,500億ユーロ) という信用を背景として、米国、日本・アジアなどを含む国際市場で活発に資金調達を行っている。グローバルな資本の流れで見れば、このようにして調達した良質な資金をEU諸国・新規加盟予定国・EUと関係の深いパートナー諸国の戦略的投資分野向けに環流させる役割を持った、欧州全体の資金調達機関であるという捉え方もできよう。

⁴ 運輸、エネルギー、通信の3部門で構成されるEUの域内結合政策。

(2) EIBの環境融資規模

2002年のEIBの環境・生活向け融資（Individual Loan：直接融資ベース）は前年比52%増の107億ユーロ（約1兆5千億円）となった。うち、93億ユーロがEU域内向け、環境関連は全体の41%であった。また、その他 Global Loan：代理貸付のかたちで行われた融資のうち、約18億ユーロが環境保護制度に基づくものであった。

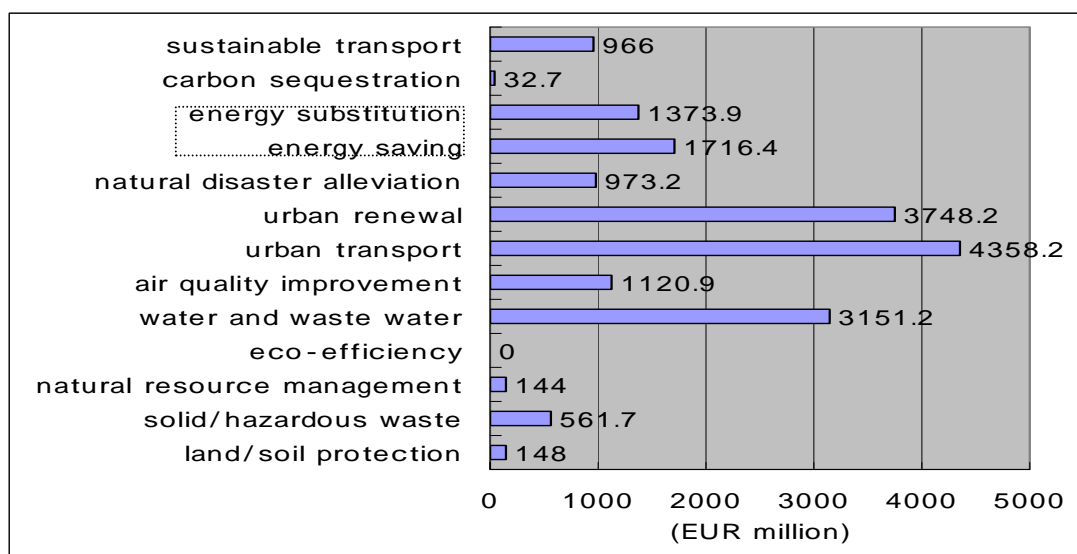
EU域外はエネルギー分野で効率性の改善余地が特に大きいため、EIBはEU加盟予定の中・東欧諸国等のほか、バルカン諸国、地中海諸国、アフリカ・カリブ・太平洋諸国、ロシアなどのパートナー地域向けの融資も積極的に推進していくことにしている。



資料：EIB Environmental Report2001-2002

環境融資の政策科目別の金額は以下のグラフの通りとなっている。そのうち、エネルギー利用効率化と再生可能エネルギー向け融資は近年重点を置いているものの、金額的には2001 - 2002年合計で31億ユーロ（約4千億円）にとどまった。

(図4 Individual Loan における融資科目別環境融資額)



資料：EIB Environmental Report2001-2002 より作成

(3) E I Bの業務計画における環境分野の重点化

E I Bの業務運営に関しては、業務計画書(Corporate Operational Plan)が最も重要な指針となっている。この業務計画書はE I Bの最高意志決定機関である理事会 (Board of Governors : 各国の経済・財務担当閣僚で構成) で定められた「運営基本方針」を実現するための具体的な中期目標 (3ヶ年計画) を規定するものである。総裁及び7名の副総裁によって構成される経営委員会(Management Committee)によって原案が作成され、加盟各国の経済担当省次官クラスがメンバーとなっている役員会(board of Directors)にて承認される。業務計画書は中期計画であるが、毎年策定され、さらに半年毎に見直し改訂がなされる。

E I Bと欧州委員会 (E C) との環境問題にかかる政策連携として、2002年にE I BはE Cの環境総局との間で新たな Inter-institutional Agreement を締結した。機関相互間の連携効果を向上させることを目的とするもので、これによりE Uの環境政策の実現、特に気候変動への諸施策に合致したプロジェクトに対して、E I Bの融資が全面的にバックアップする体制が敷かれた。

この合意を受けて、2003年12月17日の役員会で承認されたE I Bの最新の業務計画書である'Corporate Operational Plan 2004-2006'においても環境融資は5つの優先分野⁵の一つとして力点がおかれている。

以下は、その業務計画書の環境分野の抜粋である。

Corporate Operational Plan(環境の保全と向上)

環境保全・向上はE I B融資の主要な対象の一つであり続ける。当行は拡大E U25カ国向け融資の30~35%を欧州委員会の環境対策に振り向けることを企図する。同時に当行は、地域間、目的間のより均衡ある配分を目指すものとする。

全体の30~35%ターゲットの中でもさらに優先される分野がある。

- 再生可能エネルギー向けの融資は、全エネルギー融資の現在の7%シェアから15%シェアまで拡大する。当行は、風力発電向け融資が拡大していることだけに依存せずこの目標を達成出来ると見込んでいる。例えば多様な種類の再生可能エネルギー技術開発へ融資を提供する方法について検討を続けたいと考える。
- E Uの二酸化炭素排出削減を支援するためのイニシアティブを試みる。上記30~35%枠の中でも特にE Uの排出権取引スキーム(E T S)に参加する中堅・大企業が行う温暖化

⁵ 拡大E Uにおける経済社会の結合及び地域開発、イノベーション2010イニシアティブ(i2i)、Trans-European Networksの拡大、環境保全と改善、FEMIPとCotonou Agreement等を通じたE Uのパートナー諸国開発協力政策の支援の5分野。

ガス排出削減プロジェクトへの特化枠(“Dedicated Financing Facility” DEF) 5億ユーロを設定するような提案を受けている。

- 東欧諸国に於ける Joint Implementation(JI)、途上国に於ける Clean Development Mechanism(CDM)と同様に、上記DEF枠における事業計画策定について1千万ユーロの”Transaction Assistance Facility”を設けることを計画している。この資金枠創設と他のEUの温暖化ガス削減政策支援策を役員会に提出する予定。
- 一般的な環境資格(eligibility)基準の見直しにおいて、廃棄物、水資源など他のコアとなる環境セクターでも定量基準の導入を検討する予定。
- ニッチの環境セクター、例えば土壌汚染除去、生物多様性維持、森林管理など、プロジェクト形成が難しい分野で多くのプロジェクトへの融資を検討する。また、経済成長の観点から、環境技術の商業化と普及にも支援を行う。

(中略)

当行は2003年初に、2001 - 2002年をカバーする初の「環境レポート」を発行しているが、2004年6月にはその改訂版を発行する。環境問題は、地域と産業セクターを横断する問題であり、当行の活動範囲とさらに深く関連してきている。そして、すべての融資対象プロジェクトに対する専門家による環境許容性の検証が当行の環境ポリシー及び環境審査手続き⁶に基づいて行われているが、今後これを一層強化する。手続きは定期的にアップ・デイトし、EU政策・法制の変更や技術の進歩を反映していく。当行はこのため、EUの環境総局や環境NGOなどの利害関係者と連携している。適当なガイドラインの開発などの社会アセスメントの問題にもより高い関心を払っている。

ターゲット分野	現状と今後の対応
拡大 EU25カ国での個別融資における環境融資シェア 30 - 35%目標化	2003年ターゲット27% 2003年9月現在で43% 2003年通期で35%を見込む
再生可能エネルギー	2007年末までに EIB の全エネルギー関連融資における再生可能エネルギーのシェアを2002年の7%から2倍の14%に高める。 当該目標は2003年度において既に達成が見込まれるものの、引き続き維持するための努力が必要である。 より川上の環境技術やR & Dにも注目。i2i 融資とのリンクを明確にする。

⁶ 末尾参照

(4) 再生可能エネルギーとEIB

再生可能エネルギーへの融資状況

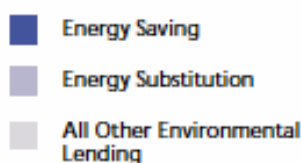
EIBは再生可能エネルギーへの融資を1970年代から開始している。しかし以前から中～大規模水力、地熱、風力など商業的にも技術的にも充分に開発された分野が中心であり、小規模プロジェクトもしくは技術が未熟なその他の再生可能エネルギー分野への融資は限定的であった。そして現在、既存の分野も例えば水力では大規模電源開発の適地の減少や開発事態が及ぼす立地地点での環境への悪影響から、より小規模なプロジェクトへと重点を移しつつある。その結果として、再生可能エネルギーの全体のエネルギー投資に占める比率は伸び悩んでいるようである。

しかし、制度的な枠組みの拡充、技術進歩などが相まって対象プロジェクトの種類は多様化しつつあり、今後は新しい種類の再生可能エネルギー関連の投資規模拡大によって融資が増加することが期待される場所である。

EUはエネルギー消費に占める再生可能エネルギーのシェアを現在の約6%から12%に高める目標を掲げた。これを支援するため、EIBは2007年末までに全エネルギー関連融資における再生可能エネルギーのシェアを、2002年の7%から2倍の14%に高める予定である。投融资額とエネルギー消費量の増加は必ずしも正比例するものではないが、EIBはこれをEU政策推進のための重要なベンチマークとしている。

Investment in Energy Saving and Energy Substitution, by Region, 2001-2002

(as a proportion of total environmental lending for individual projects)



in the EU



in the Accession Countries



資料：EIB Environmental Report2001-2002

ここ数年の特徴としてはバイオマス・プロジェクトへの融資が増加しており、2000年と2001年における融資額はそれぞれ61百万ユーロ、53百万ユーロとなっている。バイオマス・プロジェクトは主に北欧の森林地帯に限られていることを考えれば、これらは相応のボリュームといえる。また、ドイツ、スペイン、イタリア、デンマークなどの風力発電先進国では、小規模施設から大規模な施設建設、陸上から海上での施設建設にシフトが見られる。このような技術進歩も今後当該分野への投資拡大をもたらすことになる。

CO2 排出量を抑えるための再生可能エネルギーの利用は、多くのなかの一つの手段に過

ぎない。新規EU加盟国等のエネルギー利用効率改善投資や省エネルギー施設⁷の導入を図る方が、短期的には高い費用対効果が得られるのは確かである。しかしEIBは、中長期的に、あるいは効率改善余地の乏しくなりつつある先進諸国を中心に、化石燃料使用量を減らすためには新しいクリーンなエネルギー・ソースを開拓して行かざるを得ないとの認識を持っている。

1993年から2002年までの10年間で、EIBは47の再生可能エネルギー・プロジェクト（うちEU域内25プロジェクト）に対し、24億ユーロの直接融資（代理貸しを含まず）を実行した。最近の代表的な融資例は表5の通り。

（表4 再生可能エネルギー・プロジェクト融資事例）

国	融資対象プロジェクト
スコットランド	水力発電所の更新、風力発電施設新設
ドイツ	太陽光発電研究開発およびソーラー・モジュール生産設備建設
スウェーデン	コンバインド（コ・ジェネ）プラント及びバイオ燃料工場建設
フィンランド	水力発電所1カ所建設および4カ所の発電設備近代化
ポーランド	コンバインド・プラント設備近代化
ケニア	地熱発電及び付随する送变电設備建設
モロッコ	風力発電設備新設
ザンビア	ビクトリア瀑布水力発電設備更新
モーリシャス	石炭・バガス（サトウキビの絞りかす）火力発電建設

資料：The European Investment Bank and renewable energy 2003

モロッコでの風力発電プロジェクト



⁷ 公共交通機関の整備、省燃費エンジン、燃料電池、省エネ生産工程の導入、送配電設備近代化、コ・ジェネレーション設備など。

4. ファイナンス課題とEIBの対応

当節ではエネルギー・セクターにおけるファイナンス面での課題についての考察⁸を振り返りつつ、E I Bの再生可能エネルギー導入促進への対応状況を見てみることにしたい。

(1) エネルギー・セクターのファイナンス課題

エネルギー・セクターにおける金融イノベーション

エネルギー・セクターの特徴としてあげられるのは、多くの主体が民間企業が民営化途上の公営企業である、価格変動が大きい、技術開発が重要であり、施設建設・運営の経験的なノウハウが要る、消費の増大にあわせた投資の拡大が求められる、環境面での制約がより大きくなりつつある、等である。

従ってファイナンス面では、プロジェクトに内在するリスクの適切な評価と、関係当事者間での分担(リスク・シェアリング)が重要である。項目建てすれば、

1. 長期に亘るファイナンスが確保され、かつ、各関係主体間で公平なリスク分担がなされること
2. プロジェクトの永続期間に応じた長期の契約関係をしっかりしたものにする
3. 保険の掛けられない不可抗力(Force Majeure)の事象、規制・法令の変更にかかるリスクは公的部門が分担するのが一般的ルールであり、こうしたリスクを民間セクターが負う場合はコストの増大が無視し得ないこと(民間セクターはリスクを負えないこと)

などが適切に検討されなければならない。

また、新技術を利用したプロジェクトに対しては、さらに新しい金融アプローチも必要となる。金融機関は既存の技術には比較的厚い信用を置く。近年のエネルギー危機は金融機関をして一層保守的にリスクを評価する方向に回帰させているとはいえ、エネルギーの価格変動リスクであれば金融機関でも相当程度負担しうるものである。しかし、新しいテクノロジーに対して、金融機関側はイノベティブな対応を必ずしもできていない。新たな技術への信用を高めるには、自由化された市場、官民間でのリスク分担の新しいアプローチ、そして政策的な強いコミットメントなどが一体的に充足される必要がある。

さらにエネルギー・プロジェクトは償還が長期に亘ることが多く、償還に見合った期間の融資を行うためには、長期の資金調達ソースが必要である。そのため、欧州における

⁸ 主に Alian Lecrivain, Credit Lyonnais の E I B フォーラムでのプレゼンテーションによる。

長期債券市場の育成、 長期与信を受け入れるモノラインの保険業者の参加、 資本市場における先物市場の拡充、 資産の残存価値保証など金融の階層化（tranching）等が可能となる金融市場の整備が政策的な課題となっている。

なお、新タイプのエネルギー・ソースの開発によってプロジェクトが複雑化していくにつれて、革新的な金融技術が（必要に迫られて）誘導されることを考えれば、まず多様なスキームが試みられることも重要であると思われる。すなわち、新しいエネルギー市場が開拓されることで新しい金融手法も生まれていく、ということになるであろう。

（２）E I Bの対応

上記のような金融上の課題は、再生可能エネルギー分野で特に強く認識される場所にある。再生可能エネルギーの導入促進を目標に掲げたE I Bとしては、今後こうした課題にひとつひとつ応えて行かねばならない。以下にて、現状E I Bによって提示されている対応策をまとめてみることにする。

再生可能エネルギー・プロジェクトのカバレッジ拡大

「進歩が著しいとはいえ技術の成熟度がいまだに低く、クレジットのプロファイル（信用力）も低い再生可能エネルギー・プロジェクトへの融資は、E I Bにとってのチャレンジである。」とMaystadt 総裁もE I Bフォーラムの聴衆に対して率直に語っている。民間銀行セクターにとっても同じことが言えるが、さらにE I Bにとっての問題は、再生可能エネルギー・プロジェクトは規模的に小さすぎて欧州全域に散在するプロジェクトを直接カバーすることが不可能であることである。

現在E I Bの直接融資の対象は、投資規模が25百万ユーロ（約35億円）以上のプロジェクトに限られており、それ以下の中小規模のプロジェクトは原則として直接融資の対象にできない。しかし、局地型の新エネルギー・プロジェクトに対しては、この「規模要件」を弾力的に運用することで対処していく方針とのことである。

再生可能エネルギーに限らずエネルギー分野全般でも、今後の技術進歩によって集約型のエネルギー供給形態から、分散型の供給形態へと姿を変える潜在性があるとすれば、この問題にあらたな処方箋を書くことがますます強く求められる。E I Bは分散型エネルギー開発を促進することを目指して、小規模エネルギー・プロジェクトを適切に評価・管理出来る能力のある専門仲介者(Specialist Intermediaries)を対象にしたツアー・ステップ・ローン、すなわち地域開発等で用いられているグローバル・ローンと同様の枠組みを拡充する可能性を示唆している。

中小プロジェクトへの資金仲介機関を積極活用したいという方針を語っているものの、とはいえ現実には、複雑かつ斬新な技術性の評価とE I Bが課す環境インパクトやCO2排出量削減などの外部効果の定量評価など、微細な環境審査を行えるような民間の媒体を見いだすのは難しい状況にある。本来仲介役として適当な民間金融機関は、依然この分野では育成途上にある。

従って、当面はE I Bよりも地域的にきめ細かい対応ができる各国の政府系機関を活用する方策も取られている。例えば2002年にE I Bはドイツにおける中小規模の環境プロジェクトへの融資のため、KfW（ドイツ復興金融公庫）へのグローバル・ローンを実行した。環境保全、エネルギー利用効率化、二酸化炭素排出を減らすための住宅の改築・設備近代化などプロジェクトが融資対象に含まれている。

CO2 排出権取引市場の育成

補助金などによって支えられる再生可能エネルギー・セクターに対して、公的金融以外の民間金融機関が進んで長期資金を供給したがる状況には今はない。この大きな問題点に対しては、欧州委員会が示唆するように「排出権取引市場の創設」が状況を改善するものと考えられる。エネルギー効率向上の投資だけでなく、再生可能エネルギー・プロジェクトへの投資でも排出権のクレジットを生む。それを市場で売却することでプロジェクトのキャッシュフローを増大させ、民間銀行の与信余力を高めることができる。

このような流れを後押しするため、E I B自身も排出権取引市場の創設へ積極的に関与することを検討している。

再生可能エネルギー技術のR & D支援

EUは2000年3月の欧州理事会リスボン会議（リスボン・サミット）で、「2010年までに世界で最も競争力のある経済市場を作る」との目標を打ち出した。環境テクノロジーのイノベーション促進も当該政策目標を達成するための重要な課題と位置づけられている。欧州委員会はこの目標を踏まえて2004年1月に行動計画案を採択した。

欧州では、例えばドイツが世界の風力発電の3分の1を占めるなど、風力、水力発電、太陽光発電、公害抑制分野で世界をリードしているとの認識を持っている。国境を越えた官民一体の研究推進体制を作りあげ、市場の統一によってさらにスケール・メリットの経済効果を生むことを目指している⁹。

⁹ 世界規模での環境規制強化は新しい環境技術の実用化に先行した企業に大きなビジネスチャンスをもたらす。環境規制はもともと高い理念に基づいて行われているものの、規制強化を世界に先駆けて行い、それに適応できる企業の域内育成を意識した欧州の産業政策の意図もここに垣間見える。

具体的な計画としては、水素燃料や太陽光発電などの分野で、研究者や産業界、金融機関、政策担当者が長期プランを策定する「テクノロジー・プラットフォーム」を立ち上げる予定である。EUは2010年までにこうした環境エネルギー分野を含むR&Dの総投資額を域内総生産(GDP)比で最大3%引き上げる目標を掲げた。欧州委員会は域内外からの研究開発投資を活発化させたい意向で、EIBやEBRD(欧州復興開発銀行)にその中心的な役割を期待している。

EIBは2000年以降リスボン会議での決定を受けて、エネルギー関連の研究開発、ハイテク技術振興プロジェクト等に対して200億ユーロ以上の融資承諾を行ってきた。さらに2010年までに400億ユーロの融資実行を計画している。新エネルギーの川上技術の開発への融資によって、間接的に再生可能エネルギーなどの新エネ導入促進を図る戦略である。

再生可能エネルギー・プロジェクトのプラント設備メーカーへの融資

EIBでは上記R&Dへの支援のほか、さらなる間接的な支援手段として、プロジェクトそのものだけでなく再生可能エネルギーを利用するための設備プラント・メーカーに対する融資を拡充する可能性も検討している。

Accelerated Finance Initiative(AFI)の活用

Accelerated Finance Initiative(AFI)は「プロジェクトの遂行を加速する効果がある」と役員会で認められた案件には最大でプロジェクトの75%まで融資比率を拡大することを可能とするものである。再生可能エネルギー・プロジェクトへの融資にもAFIを適用することができることになっている。インディビジュアル・ローンだけでなく、再生可能エネルギーを専門にしたグローバル・ローンにも適用可能であるとのこと。

European Investment Fund(EIF)の活用

融資よりも投資を必要としているベンチャー・レベルの事業者向けには、EIFのベンチャー・キャピタル資金を「持続可能なエネルギー事業への投資ファンド」等を通じて積極的に投資する。

欧州委員会との協調

主にパートナー諸国のプロジェクト向けになるが、欧州委員会の予算からの補助金、あるいは利子補給金の支給と併せた融資を再生可能エネルギー・投資プロジェクトに対して

実施する。

金融イノベーションへの取り組み

最後に、金融イノベーションへの積極的な対応方針も併せて示されている。E I Bの存在意義は、欧州委員会の政策に焦点をあてて、プロジェクトと金融技術の革新に付加価値をもたらすことにある、とE I Bは自己規定している。

欧州における環境関連の租税・補助金スキームの変更は、プロジェクトの与信能力に大きな影響をあたえる。例えば、再生可能エネルギー分野では「グリーン・サーティフィケート」や「フィード・イン・タリフ」により、それぞれの環境インパクトを反映するかたちで、異なるエネルギー・ソース間の事業コストの平準化調整を行うことが考えられる。つまり、各ソースを同じ競争ライン上に立たせることで欧州委員会のターゲットを満たすような政策誘導を実現する方策が検討されている。

さらに環境関連マーケットの整備を促進することにより、環境の外部効果を「内部化」することで環境プロジェクトの **bankability**（借り入れ能力）を高めることができれば、新たな融資機会を生み出すことに繋がることになると考えられている。

金融技術向上のため、E I Bでは以下の新たな二つの金融手段にかかるガイドラインを策定することを決めて、その作業に入っている。

1. 温暖化ガス排出を緩和する投資を行う企業への融資に特化し、かつ、ストラクチャード・ファイナンスに焦点をあてた、新たな融資枠の創設
2. 非EU諸国でのカーボン・クレジット増加に対する取引支援ファンドの創設。このファンドはプロジェクト調査やカーボン・クレジット市場を地中海地域、東欧などEUと経済的な繋がりの深い諸国において支援することで **Clean Development Mechanism (CDM)**と **Joint Implementation (JI)**を強化することを目的とする。ファンドはカーボン・クレジットを売ることにより投下された資金を回収して永続的に運営される。

E I B幹部の **Mr. Terence Brown, DG Lending Operation** は、「関係者の関心次第であるが、カーボン・インベストメント・トラストやグリーンング・ファンドの設立にかかる議論にE I Bとしても参加する用意がある。」と、新たな取り組みに前向きな姿勢を表明している。

むすび

「公的セクターの任務(task)はすべて公的セクターが直接遂行しなければならない」とする考え方はもはや共感が得られにくくなっている。欧州では、純然たる公共投資の比重が依然高いものの、民間セクターのノウハウを積極的に取り入れる Public Private Partnership の概念が広く浸透してきている。その官民協調の枠組みにおける公的セクターの果たすべき役割に関する理解は、民間のノウハウを最大限に活かしながらも民間では取れないリスクを公的セクターが負担することで、「公共性の高いプロジェクトのパフォーマンス（事業運営の経済性）を保証する」ことに重点を移している。

具体的には、戦略的な目標を定義し、法律上の枠組みを整え、官民の役割分担を決め、民間から提供される役務内容の管理と評価を行う、という最も効率的なソリューション（問題解決方法）の選択を行うための「間接的な支援のフレーム・ワーク」を提供するのが、公的セクターに求められる責務といわれている。

再生可能エネルギー・プロジェクトについては、完全な商業ベースへの移行は当面困難である。EUの掲げる目標達成のため、各国政府は脆弱なプロジェクトのパフォーマンスを如何に安定させるかに腐心しており、補助金や保証など政府による直接の信用補完のほか、EIB等の政策金融機関の活用が検討されている。不確実性の高い再生可能エネルギー・プロジェクトにおけるファイナンスのリスクをシェアする政策金融機関の役割は、民間のプロジェクト運営能力を活かしながら公共政策を実現するための有効な手段であると認識されている。

EUを推進主体とする欧州の環境保全のための取り組みは、今後とも高い理念に支えられながら、あらゆる政策手段を活用しつつ実現への途を着実に歩んでいくものと考えられる。そのなかで汎ヨーロッパの政策金融機関であるEIBは、広域的な環境問題への対応とともに、未だ対応が不十分な再生可能エネルギー・プロジェクトへの新たな支援策を編み出していく使命が課され、懸命な努力を続けている。さらに、欧州での官民パートナーシップの概念の浸透により公共プロジェクトの形成における官民双方の活動を補完し、協働の橋渡しをするような触媒としての機能を果たしていくこともEIBには期待されている。

以上

(末尾)

E I B の環境審査手続き (プロシーチャー)

E I B の使命は Corporate Operation Plan に記されるような E U の優先政策目標に沿ったプロジェクトに融資を行うことである。直接環境への利点をもたらすプロジェクトをターゲットにする一方で、それ以外のすべての融資プロジェクトについても環境の観点から容認できるものである必要がある。E U の環境政策と法律に基づいて E I B の環境ガイドラインが設定されている。

プロジェクトが容認出来るかどうか判定するため、E I B は、内部の専門ノウハウ、事業推進者からのインフォメーション、利害関係者からの意見などを引き出しながら、環境アセスメントを実施している。

E I B の多機能検討チームは、経済性、技術、金融そして環境それぞれの観点から個々のプロジェクトを査定する。一般的にチームは現地を訪れ、プロモーターや関係者の意見を聴取し、物理的な立地条件を確認する。E I B のプロジェクト管理会 (P J) の技術者、エコノミストその他プロジェクト固有の関連知識を有する担当者が審査を行い、必要があれば、専門コンサルタントを招聘する。

構成手順

- ・ P J の専門家による環境インパクトの審査
- ・ 環境担当ユニット (ENVU) が E I B の環境ポリシーと手続きの見直しとモニタリングを管掌。当該ユニットのヘッドは環境アセスメント・グループ長を兼ねる。
- ・ 環境アセスメント・グループは、P J から選抜された環境専門家の集合体で、プロジェクト・サイクルすべてに亘る環境問題のレベルと一貫性を確認する。プロジェクト・チームの技術専門官によって行われる環境アセスメントの実施をサポートするため、グループから 1 名、すべてのプロジェクトに配置される。
- ・ シニア・レベルの職員にて構成される環境ステアリング・コミッティ (ENVSC) は、環境の観点から特に困難かつリスクを伴うプロジェクトを含む戦略的な環境問題について責任を負う。

企画・事前審査

「審査承認にかかる予備的意見書」がまず潜在的な環境へのリスク及びさらに検討されるべきプロジェクト固有の問題を明らかにする。この環境スクリーニングは、E U の環境インパクト指令に示される基準などの法制に基づいてリスクの度合いが測られ

る。

指令に基づく実施責任はプロジェクトの事業者に帰される。E I Bは指令の内容などについて助言するほか、時にはアセスメントの実施やその他の調査費用を融資することもできる。

審査

すべてのプロジェクトは、環境への許容性の観点から、レーティングを受ける。

- ・ 法制上のコンプライアンス問題の有無
- ・ 環境インパクト指令面でのクオリティ
- ・ 事業者の環境マネジメント能力
- ・ プロジェクトの環境への予想インパクト
- ・ E I Bチームの指摘に基づく環境改善策のプロジェクト・デザインにおける妥当性
- ・ 建設及び運営期間中に生じうる環境問題

審査終了後、P Jは環境問題を含む「プロジェクト・レポート」を作成。個々のプロジェクトの情報は開示方針に基づき、早期よりウェブ・サイトにて公開される。

すべての融資契約には、コンプライアンスを裏付ける環境コベナントが挿入される。特殊なケースでは、契約及び資金交付時に際する特別の環境面での条件を付け加えることがある。

モニタリング

環境問題を含むE I Bのモニタリングが建設期間中そして必要次第でそれ以降も基本契約に規定されることがある。

最後に、幾つかのプロジェクトでは事後的にE I Bの独立した検査部が評価を行うことがある。

こうした環境手続きは随時、欧州委員会との協力などを踏まえて変更される。経験則や状況の変化に応じ、定期的な見直しが行われる。

以 上

(参考文献)

The EIB Activity Report 2002

EIB Environmental Report 2001-2002

EIB Renewable Energy (2002)

Jose Goldemberg (2004) The Case For Renewable Energies Thematic Background Paper

中沢靖史(2000) EU 大欧州のしくみ 中経出版

浜矩子(2001) ユーロランドの経済学 PHP 新書

Environmental Finance Magazine

The Daily NNA

日本政策投資銀行国際部(2003) 欧州を繋ぐ TENS プロジェクト

(参考URL)

The European Union <http://europa.eu.int/>

(欧州連合)

The European Commission <http://europa.eu.int/comm/>

(欧州委員会)

DG for Environment <http://europa.eu.int/comm/environment/>

(同 環境総局)

駐日欧州委員会代表部 <http://jpn.cec.eu.int/>

European Investment Bank <http://www.eib.org/>

(欧州投資銀行)